

結核予防会全国支部の新型コロナウイルス感染症 対応について（続報）

本誌5月号の予防会だよりに続き、全国支部で行われている新型コロナウイルス感染対策について報告する。前回の報告（4/13時点）の後、4/16には5/6までを期限とした緊急事態宣言が全国対象に発出され、続いて5/4に宣言は5/31まで延長された。宣言解除までの動きとしては、5/14になって39県が解除となり、残った8都道府県（北海道・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・京都府・大阪府・兵庫県）のうち、5/21に京都・大阪・兵庫が解除、5/25に全面解除となった。

本部からメーリングリストでその都度報告していた支部の対応状況のまとめは、4/20の第7版から第14版（5/28）まで続き、第9版（4/28）からは全国支部のホームページで公開されている業務の実施状況を盛り込んだ。緊急事態宣言の対象地域や期限が一部変更されると、そこに該当する支部の対応も徐々に変わってきたが、それらはホームページ上にも表れ、多くの支部からはホームページ上以外の情報も本部に寄せられた。支部によって新型コロナウイルス感染症への対応に濃淡があり、一般向けに感染予防の方法を詳しくお知らせする支部もあれば、コロナに関する情報がホームページに出ていないところもあった。健診を業務の主体とする支部にとってコロナは死活問題となるが、新潟県支部のように健診団体が現在いかに苦境にあるか地元新聞の取材を受け記事になったところもある。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は4/17付事務連絡で、自治体衛生主管部宛に「保健所の業務継続のための体制整備について」を発出し、結核予防会へは同事務連絡の協力依頼が届いた。本部ではこれを受け全国支部へ、自治体から協力依頼がなされた際にはご協力賜りたい旨、依頼を行った。具体的には各地の保健所へ医師・保健師等医療専門職の応援派遣であるが、北海道支部や結核研究所では要請に応え医師等専門職の派遣を行った。5/14には、結核予防会を含む健診8団体連名で、「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策について」を策定し、これは5/26の厚生労働省健康局健康課を含む厚

労省7課による事務連絡で、情報提供という形で全国の主管課他関連団体に発出された。同日、厚労省健康局健康課を含む10課連名の公文「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が自治体主管課他関連団体に発出され、その中でもこの策定は参考資料とされた。これらの情報は随時本部から支部へ提供した。

コロナに関する諸々の文書は、支部によっては所属する他の業界団体や学会を經由して届く場合があり、いつもなら結核予防会から来るものが今回は別団体なのはなぜかという問い合わせもあった。健診8団体連名の文書などはこれまでに例がなくそういう意味でも初めての経験となった。支部には情報収集で多くのご協力を頂き、改めてお礼申し上げます。🐼

（事業部副部長佐藤利光）



Q このタワーはなんでしょう？

答えは、28ページをご覧ください！